

# お知らせします！

# 住民税(市・県民税)

個人住民税は1月1日現在寄居町在住の方にかかる町と県の税金です。

6月10日(金)に住民税の納税通知書(普通徴収)を発送します。第1期の納期限は6月30日(内)です。窓口に納付の方は金融機関、コンビニ等で納期までに納付をお願いします。口座振替の方は振替口座内の残高の確認をお願いします。給与特別徴収(天引き)の方については5月中旬に給与支払者あてに特別徴収税額の決定通知書を発送しており、給与支払者を通じて納付されます。

また、平成26年度の町・県民税から、「東日本大震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、均等割額が5,000円(町民税3,500円、県民税1,500円)に引き上げられました。期間は平成26年度から平成35年度までの10年間です。増額された税は、各自自主防災組織への資機材貸与や防災備蓄倉庫の整備などに充てられ、地域防災力の向上を図ります。

ここでは、例年お問い合わせの多い質問にお答えするとともに、公的年金からの住民税の特別徴収(天引き)制度についてお知らせします。

## 1. 住民税のQ&A

- Q1 私は年金暮らしで、収入や扶養等の控除にも変化がないのに、なぜ住民税が上がったのですか？  
A1 所得税では、平成23年以降の所得から「公的年金等の収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下」の方については、確定申告の必要がなくなりまし。一方で住民税では、申告等をしなと扶養や生命保険料などの控除額が算入されない場合があり、この場合は、住民税申告をする必要がありますので、必要書類と印鑑を持参のうえご来庁ください。
- Q2 前年度と比べて税額が増えたのはどうしてですか？  
A2 前年と比べ「所得が増える」または「控除額が減る」ことで原則、税額は増えます。扶養や寡婦(夫)、障害、生命保険料などの控除の申告漏れがないかどうか、お手元の納税通知書等をご確認ください。
- Q3 私は昨年退職して、現在も働いていません。そのなのに今年も住民税の納税通知書が届いたのはどうしてですか？  
A3 住民税は、翌年度課税の制度です。1月1日から12月31日までの所得に対して翌年に課税されます。そのため、現在働いていなくても納税通知書が届く場合があります。
- Q4 私は平成28年2月に寄居町からA市に転出したのですが、6月になって住民税の納税通知書が寄居町から届きました。これは間違いですか？  
A4 間違いではありません。住民税は1月1日に住民登録がある市区町村が課税することになっています。ご質問のようにA市に転出をしても、1月1日現在、寄居町に居住していたのであれば、平成28年度の住民税は寄居町に納めていただくこととなります。この場合、A市から同年度の住民税の納税通知書が届くことはありません。
- Q5 扶養の範囲内で働いているのに、住民税の納税通知書が届いたのはどうしてですか？  
A5 寄居町の住民税は、所得が28万円(給与収入で93万円)を超えると課税されます。従って、年間の所得が38万円(給与収入で103万円)以下で所得税の配偶者控除や扶養控除の範囲内で働いており、所得税が発生しない方でも住民税については課税される場合があります。
- Q6 私は会社員です。住民税の納税通知書が自宅に届いたのですが、給与からの天引きにしてもらうことはできますか？  
A6 普通徴収(納付書等)による納付)から特別徴収(給与からの天引き)に切り替えるには、勤務先が「特別徴収への切替申請書」を税務課あてに提出する必要があります。勤務先の経理・給与担当の方に相談ください。

## 2. 公的年金からの住民税の特別徴収(天引き)制度について

- 公的年金からの特別徴収(年金特徴)とは  
公的年金から特別徴収(天引き)することです。納付方法が異なるだけで、住民税の額は変わりません。特別徴収にふらない場合は普通徴収(納付書)あるいは口座振替による納付)になります。
- 対象となる方  
平成28年4月1日現在で年齢が65歳以上の公的年金受給者のうち、住民税の納税義務のある方で、年額18万円以上の老齢基礎年金、または老齢年金、

退職年金等を受給している方(介護保険料の特別徴収と同様)です。

### ● 対象となる税額

公的年金等の所得に対する住民税の所得割額および均等割額です。

※給与所得にかかる特別徴収のある方については、均等割額は給与から特別徴収されません。

### ● 徴収方法

下の表を参照してください。なお、公的年金以外の所得にかかる住民税および年金特別徴収の対象とならない方の住民税については、従来どおりの方法による納付(給与からの特別徴収や普通徴収)をお願いします。

- ・ 特別徴収対象の年金が支給停止となつた場合
- ・ 介護保険料の年金特別徴収が中止となつた場合
- ・ 死亡した場合
- ・ その他、年金特別徴収が困難と認められた場合

今年度、年金特別徴収が中止されても、翌年度にまた年金特別徴収の対象となつた場合は、年金特別徴収開始初年度と同様に、6月・8月は普通徴収となり、10月から年金特別徴収が再開されます。(表参照)

問い合わせ/税務課 (☎581-2121 内線154・156)へ。

公的年金からの特別徴収初年度・再開の方					
徴収方法	普通徴収(納付書等)			特別徴収(年金から天引き)	
	期別	上半期		下半期	
年金支給月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
徴収税額	年税額の4分の1ずつ			年税額の6分の1ずつ	

  

公的年金からの特別徴収2年目以降の方					
徴収方法	特別徴収(天引き)			特別徴収(年金から天引き)	
	期別	上半期(仮徴収)		下半期(本徴収)	
年金支給月	4月	6月	8月	10月	翌年2月
徴収税額(現行)	前年度の下半期分の額の3分の1ずつ(原則前年度2月と同額)			年税額から上半期に仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつ	
徴収税額(平成28年10月1日以後)	前年度の年税額×1/2の1/3ずつ			年税額から上半期に仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつ	

※具体的な特別徴収額については税額決定通知書の3頁をご覧ください。

## 有酸素運動で脳もからだもスッキリ教室



年齢を重ねるにつれ、足腰の筋肉が衰えるように、脳の働きも同じように衰えていきます。趣味もない、友達つきあひもない、運動もないという「ナイナイ尽くしの生活」をしていると、脳の働きが悪くなって老化が早くなり、認知症を発症すると言われることがあります。予防のためには、若いうちからの取り組みが大切です。

日時	内容
1 7月28日(内)	講話「認知症サポーターオリエンテーション」 ・簡易認知機能チェック
2 8月3日(内)	13:30~14:30 ウォーキング
3 9月7日(内)	・コグニサイズ
4 10月12日(内)	・脳トレ
5 11月2日(内)	などを実施します
6 11月22日(内)	13:30~15:30 修了式 ・簡易認知機能チェック ・血管年齢測定

**参加者募集!**

この教室では、初日に認知症を理解していただくための講座(認知症サポーター養成講座)を予定しています。認知症について理解を深め、そのうえで「ウォーキング」や「コグニサイズ」「脳トレ」など毎日の生活の中で実践できる「認知症予防を体験します」「コグニサイズ」とは国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題(計算、しりとりなど)を組み合わせた認知症予防を目的とした取り組みの総称を表した造語です。

認知症について理解を深めるとともに、脳の認知機能を刺激する体験教室に参加してみませんか?

**日時・内容**「有酸素運動と認知症予防」「ウォーキング」「コグニサイズ」

**問い合わせ**保健福祉総合センター (☎581-2500)へ。